

学校給食費の抜本的な負担軽減について

国では、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等★により、「給食費負担軽減交付金」を創設し、小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減を図ることとなりました。

これを踏まえ、本市の学校給食においては、次のとおり対応することとします。

1 負担軽減の内容

- ・基準額5,200円を市町村へ配分(国1/2、県1/2)
- ・支援額:小学校在籍児童数(5/1現在)×基準額×11か月として算定
R8算定額:2,493人×5,200円×11月=142,599千円
(市へは、「市町村学校給食負担軽減交付金」として県から交付される。)

2 本市の給食費の対応

- ・小学校の児童にかかる給食費は無償とする。
(現行の給食費:小学校 児童:4,300円、教職員等5,800円
中学校 生徒:4,700円、教職員等6,200円)
※中学校の生徒、教職員等は現行どおり徴収する

3 市費の給食費の支援策(いい那珂子育て給食費支援事業)

給食の食材料費の高騰への対応として、児童・生徒分は子育て支援の一環として市費により補填し、保護者の経済的負担の軽減を図っている。今後も給食の質を落とすことのないよう、引き続き市の支援を継続する。

- ・現行:児童生徒1人につき1,500円/月を市費から支出
- ・対応策:国の支援策により、小学校児童については、給食費4,300円を900円上回る基準額5,200円が交付されるため、現在の市支援額1,500円－900円＝差額600円として支援する。

<いい那珂子育て給食費支援事業>

令和8年度予算額 36,386千円

★・「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)

- ・「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について」(令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)
- ・三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について(令和7年12月19日文部科学省・総務省・財務省)

令和8年度始業式及び1年生の給食開始日の変更について

本市の学年始休業日は4月1日から4月5日までとされており、4月6日が始業式となっています。例年各学校においては、3月末までは年度末の事務や教室環境等の整理を行い、4月1日からは、人事異動や新規採用の職員が着任し、新体制での新学期の準備を進めています。

しかしながら、現在の状況においては、新年度に入ってから始業式までの準備期間が短く、対応が困難であるとの意見や、近隣市町村の状況などから、始業式を4月7日とする取組を試行することとしました。

また、1年生の給食開始日については、例年4月15日から開始していましたが、開始日を早めることはできないかとの要望があったことから、上記取組に併せ、段階的に早める取組を行うこととしました。

○令和8年度からの変更内容

1 学年始休業日

現 行 : 4月1日～4月5日 (4月6日始業式)

令和8年度から: 4月1日～4月6日 (4月7日始業式)

※土日を除く勤務日を4日間確保するため。

※令和8年度～令和10年度の3年間試行します。

2 入学式

令和8年度 小学校: 4月8日(水)

中学校: 4月9日(木)

ひまわり幼稚園: 4月10日(金)

※従前より1日繰り下げています。

3 1年生の給食開始日

現 行 : 4月15日

令和8年度 : 令和8年4月13日(月)

令和9年度 : 令和9年4月12日(月)

令和10年度 : 令和10年4月11日(火)

那珂市保育所入所選考基準表

【算定方法】
 ○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。(那珂市民を優先とし、定員に余裕があった場合、市外住民を受け入れる)
 ○「A. 基準点」…基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1~9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。
 ○「B. 調整点」…調整点は、該当する内容(1~31)に配点する。該当する内容(1~31)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。
 ○育児休業中のかたで、「入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」と意思表示があったかたは、基準点・調整点ともに加算しない。

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】

類型	基準点				
	区分	①労働状況等による点数 月あたりの労働時間(休憩時間含む)	②労働調整点 状況		
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	勤務者 自営業者 農業	月160時間以上	20		
		月150時間以上160時間未満	19		
		月140時間以上150時間未満	18		
		月130時間以上140時間未満	17		
		月120時間以上130時間未満	16		
		月110時間以上120時間未満	15		
		月100時間以上110時間未満	14		
		月90時間以上100時間未満	13		
		月80時間以上90時間未満	12		
		月64時間以上80時間未満	11		
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)	認定条件		点数		
	出産予定日の56日前(多胎妊娠の場合は98日前)の属する月の初日から、産後56日を経過する日の翌日の属する月の末日		20 18		
3. 疾病・障がい (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している)	区分	認定条件		点数	
		疾病・負傷(診断書)	長期入院 常時臥床 長期加療 一般療養	おおむね1月以上の入院加療を要すると診断されたもの 疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床を要すると診断されたもの 疾病のためおおむね3カ月以上の加療(安静)を要すると診断されたもの おおむね1カ月~3カ月の加療(安静)を要すると診断されたもの	20 18 16 14
		障がい認定(手帳)	(身体)(療育)(精神) 1・2級、A・A、1・2級 3級、B 4級以下、C、3級	(身体・知的)身体障害者手帳、療育手帳を所持する者又は専門機関により同程度と診断された者 (精神)精神障害者保健福祉手帳を所持する者	20 18 15
		認定条件		備考	
	4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	介護(看護)時間数(週)		点数	
5. 災害復旧 (災害の復旧にあっている)	認定条件		備考		
	震災・風水害・火災・その他の災害		20		
	認定条件		備考		
	求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)		5		
	入所後探す。現在探していない。		0		
	認定条件		備考		
7. 就学・職業訓練	認定条件		点数		
	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている		月160時間以上 月140時間以上160時間未満 月120時間以上140時間未満 月90時間以上120時間未満 月64時間以上90時間未満 就学等内定(上記から-1)	18 16 14 12 10 -1	
	区分	認定条件		備考	
		虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	20	
	DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること			
	9. 不存在該当者	認定条件		備考	
		死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚		20	

【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】

区分	内容	点数	区分	内容	点数	
児童の保育状況	1. 産休・育児休業明け	+20	兄弟姉妹の状況	16. 生活保護世帯	+13	
	2. 父または母が仕事をしながら保育している(居宅外へ同伴就労、リモートワーク含む)	+5		17. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が認可保育施設を利用中	+24	
	3. 産休・育児休業復帰時に入所できず、認可外保育施設等を利用しながら就労している	+20		18. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育等を利用中または利用予定	+20	
	4. 本市に在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設を利用中(市内認可保育施設へ転園)	+5		19. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を使用していない	-5	
	5. 利用中の保育施設等の継続利用ができない	+15		20. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が家庭で保育されている	-10	
	6. 企業内託児所を利用	+15		21. 入所希望児童が兄弟姉妹と同じ認可保育施設へ転園希望	+30	
	7. 認可外保育施設等を利用			+15	22. 入所希望児童と兄弟姉妹同時入所申込み	+5 +15
				+10	23. 一時退園し、再度同じ認可保育施設を利用希望	+24
				+5	24. 保育料を正当な理由なく滞納している世帯	-20
	8. 地域型保育事業所卒園後の連携施設への入所希望	+100		25. 保護者が非自発的な理由により失業	+10	
9. 地域型保育事業所卒園後の連携施設以外への入所希望	+30	26. 保護者が管内認可保育施設等に就労	+30 +10 +4			
の祖父状況母	10. 市内在住の満65歳未満で無職の健康な祖父母	-4	その他	27. 保護者が管外認可保育施設等に保育士として就労	+10 +4	
	11. 祖父母の居住先が離れている	+3		28. 入所希望の児童が障がい有しまたは疑いがあり専門医が集団保育を推奨する場合	+10	
家庭の状況	12. 保護者(父母共)の不在	+30		29. 入所希望の児童等の障がいや疾病により特定の保育施設等を希望	+50	
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+20 +25		30. 入所希望児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持・特別児童扶養手当を受給している	+10	
	14. 準ひとり親世帯(母子・父子)	+15 +20		31. 特に緊急の入所を必要とする家庭	+70 +50	
	15. 父または母が単身赴任中	+10				

物価高対応子育て応援手当（国制度）について

1 概要

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当の支給事業を実施する。

2 詳細内容

(1) 対象

区分	対象児童	支給対象者	申請
①	令和7年9月分の児童手当の支給対象となっている児童	その児童の児童手当受給者、または生計を維持する程度が高いかた	不要
②	令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童		要
③	①または②に該当する児童がいる公務員世帯		要

※①の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除く。
 ※施設等に入所している児童については施設等の設置者に、里親等に委託されている児童については里親等へ支給される。(要申請)

(2) 給付額

児童1人当たり一律2万円

(3) 支給時期（予定）

ア ①の申請不要者：1月27日に通知し、2月27日に支給

イ ②の要申請者で1月27日までに出生した児童に係る児童手当の手続きを行った者：2月27日に支給

ウ ②の要申請者でイに該当しない者及び③の要申請者：申請受理後、速やかに支給

※本事業は、市ホームページや広報等で周知

(4) 財源

全額国費負担（10／10）

3 予算措置：予算額 154,726千円

①児童手当対象児童 6,500人×20,000円=130,000千円

②公務員世帯 900人×20,000円= 18,000千円

②新生児・離婚による世帯 250人×20,000円= 5,000千円

事務費（職員手当、需用費、役務費等） 1,726千円

低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（県制度）について

1 概要

長期化する物価高騰に直面し、影響を特に強く受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

2 詳細内容

(1) 支給対象者

低所得のひとり親世帯	① 令和8年1月分の児童扶養手当受給者	申請不要
	② 公的年金給付等受給していることにより令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（要件有）	要申請
その他低所得の子育て世帯	③ 令和8年1月分の児童手当受給者で、令和6年分の住民税均等割が非課税の世帯	申請不要

(2) 給付額

児童1人当たり一律5万円

(3) 支給時期（予定）

①③の申請不要者：1月27日に通知し、2月27日までに児童扶養手当受給口座又は児童手当受給口座に振り込みにて支給

②の要申請者：申請書受理後、可能な限り速やかに支給

※本事業は、市ホームページや広報等で周知

(4) 財源

全額県費負担（10／10）

3 予算措置：予算額 44,469千円

①②低所得のひとり親世帯 540人×50,000円=27,000千円

③ その他低所得の子育て世帯 340人×50,000円=17,000千円

事務費（職員手当、需用費、役務費等） 469千円

那珂市放課後児童健全育成事業実地指導の結果について

標記の件について、令和7年度から那珂市内で放課後児童健全育成事業を実施する事業者を対象に、実地指導を行ったので結果を報告するものです。

1. 実施期日

令和7年10月8日から令和7年12月16日まで

2. 対象施設

公立 1施設(民間委託事業者)

民間 7施設

3. 根拠法令等

- ・ 児童福祉法第34条の8の3
- ・ 那珂市補助金等交付規則第9条
- ・ 那珂市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱第5条第2号

上記の関係法令等の規定により、本実地指導を実施するものです。

4. 実地指導結果

施設類型		実施種別	文書指摘	口頭指摘	主な指摘事項
学童施設	8施設	実地	0件	7件	①学童以外の業務と兼務している職員の賃金について、学童分を按分して計算すること。 ②職員が職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書の作成又は就業規則・雇用契約書等への守秘義務の記載を行うこと。 ③労働条件通知書(兼雇用契約書)及び職員の秘密保持の確認書類(誓約書等)について整備はされているものの、日付漏れが散見されることから、今後書類の日付に留意すること。

※8件中1件は指摘事項なし。

※今年度と来年度は全施設実施とするが、3年目からは2年に1回とする予定

学用品等の負担軽減について

令和6年度子ども・子育て会議の中で、学費以外の制服や体操服、ランドセルなどといった「見えない教育費」の支援についてご意見等が出ておりました。

そこで、こども課としまして、体操服及び制服等の回収等（リユース）について他の自治体調査、市内の小中学校の現在の取組みの有無などについて調査しました。

全国で見ると、民間事業者と連携事業として実施している自治体、社会福祉協議会に委託して実施している自治体などがありました。

また、市内の小中学校において以下のとおり調査を実施しました。

1 聞き取り・現地調査

(1) 事前ヒアリング

先行して学用品のリユースを実施をしているわかすぎ学園菅谷東小学校、那珂第四中学校のPTA会長に現在の実施状況、市が関与する場合の課題等についてヒアリングを行いました。

(2) 現地調査

那珂第四中学校にて行われた小学6年生対象の「中学校見学」に参加し、当日実施された提供制服の試着会の運営状況を見学しました。制服の状態や数量、参加する小学生とその保護者の数等を確認しました。

2 アンケート調査

(1) 調査日

令和7年11月19日（水）から令和7年12月3日（水）まで

(2) 対象

市内小学校9校及び中学校5校

(3) 結果

学校	リユース実施数	回収物	主な回収方法等
小学校	5校	体操服、算数セット、ピアノカ、書道セット、リコーダー、未使用の文房具	・回収期間を設定し、回収後は学校で保管。
中学校	1校	制服、体操服、ウインドブレーカー	・10月頃から回収し、学校にて保管。12月の新入生保護者説明会にて展示。申込みを行い、重複した場合は抽選にて配布

回収については、ほぼPTA主体で行っており、バザーでの販売や、希望者に配布しているという学校が多数でした。バザーでの販売を行っている学校については、その売り上げ金を学用品など子どもたちのための物品等の購入に充てているとのこ

とでした。

3 課題

- (1) 保管場所の確保
- (2) 仕分けスペース、在庫管理の方法
- (3) 状態の悪い制服への対処
汚れ・破れ・強い劣化、補修・クリーニング費用負担の考え方
- (4) 制服が十分に集まるか(供給の安定性)
寄付数が年度により変動する可能性がある。周知、回収方法。
- (5) バザーでの販売を実施した際の売上金の扱い(学校との協議)

4 今後の方向性

課題解決に向けて、引き続き学校及び関係機関等と連携しながら課題解決に向け調査し、将来的には市内全学校区で運用できるよう検討して参ります。

茨城新聞社「はじめてばこ」プロジェクトの協力承諾について

1 事業の概要

令和7年11月7日（金）に茨城新聞社に対し、「はじめてばこ」プロジェクトの協力について承諾。「はじめてばこ」は、「はこ」の制作に力を入れており、一生使えるようしっかりしたもの、茨城県の名産などをモチーフにしたオリジナルデザインとしている。中には①はじめてアルバム、②はじめましてカード（童謡）は必ず同梱し、③協賛企業提供商品の内容は流動的なものとなっている。

2 配布対象者

令和8年1月以降の出生児

3 申し込み方法等

- (1)申し込みは、生後6か月まで(申し込み時点)に QR コードから申し込む。
- (2)配達は、いばらきコープから手渡しでお届け予定。

4 内容物 (例)

「はじめてばこ」BOX仕様



「はじめてばこ」デザインイメージ



サイズ

茨城県の名産・特産・観光資源などをモチーフに、電通のクリエイターがオリジナルデザインとして制作します。

同梱している商品

- 1**



はじめてアルバム

世界にひとつの「はじめてアルバム」。「はじめての寝返り」「はじめてのハイハイ」など、子どもを授かってからの日々をつづるアルバム絵本。はじめての出来事ごとにデザインされたフレームに写真をうめていく形のアルバム。


- 2**



はじめましてカード（童謡カード）

様々な童謡の歌詞がかいてあるカード。裏面には、協賛企業様からの「はじめまして」のメッセージを記載。


- 3**

協賛企業さまご提供商品

ご提供商品の規定

 - 1商品&1チラシ（A4サイズ）
 - 商品サイズ
タテ7cm×ヨコ7cm×高さ5cm（箱の約1/4サイズ）、または三辺合計20cm以内。

※茨城新聞社が不適切と判断した商品の同梱は不可となります。

（商品例）






おしりふき ハンドタオル スティックミルク 除菌シート

「いい那珂子育て」Instagramの開設について

那珂市では、市公式「X」や「LINE」などで子育てに関する様々な情報を公開しておりますが、市全体の情報を掲載することから、情報量が多くなっております。

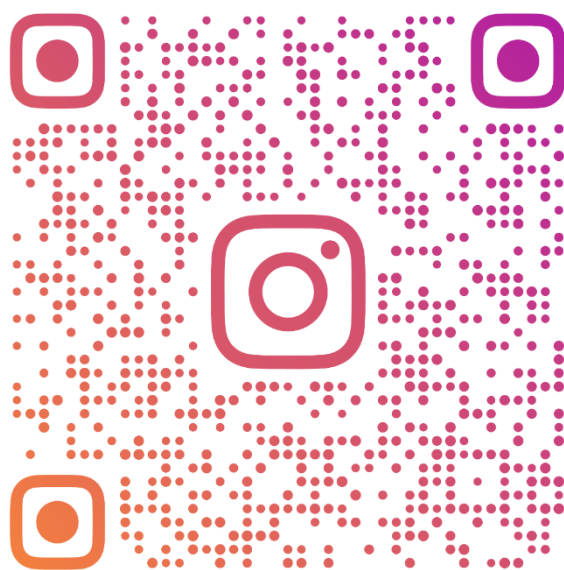
この度、こども課にて子育てに関する情報をメインに発信するInstagramを開設いたしました。

市内各施設、教育・保育施設や学童などで周知はしておりますが、周りのお知り合いのかたなどにもお声がけいただき、那珂市の子育てについて一緒に盛り上げていきませんか♪♪♪(≧▽≦)♪♪♪

【那珂市公式】いい那珂子育て

フォローをよろしくお願いします m(_ _)m

Instagram
始めました (#`´#)



IINAKAKOSODATE